

# 1 沿 革

- **秋田運輸支局の設置及び東北運輸局への移管**（平成14年7月1日）

平成14年5月31日法律第54号で国土交通省設置法の一部を改正する法律が公布され、従来の秋田陸運支局と秋田海運支局が統合され、平成14年7月1日秋田運輸支局（旧陸運支局は本庁舎、旧海運支局は土崎港庁舎として）が発足した。

また、平成14年6月7日政令第200号で国土交通省組織令の一部を改正する政令が公布され、平成14年7月1日新潟運輸局から東北運輸局へ移管された。
- **自動車の検査業務が独立行政法人に移行**（平成14年7月1日）

平成11年4月法律第218号で自動車検査独立行政法人法が公布され、平成13年9月関係政令の整備を経て、検査場における自動車の検査業務が自動車検査独立法人東北検査部秋田事務所に移管された。
- **庁舎の統合**（平成18年3月6日）

土崎港庁舎を廃止して本庁舎に統合した。

## 旧 秋田陸運支局

- **自動車事務所の設置**（昭和22年3月25日）

昭和21年9月法律第32号で臨時物資需給調整法が公布されたことによって、従来の自動車その他陸運関係資材の配給系統が改正され、翌22年3月運輸省告示第70号をもって各都道府県に鉄道局の地方機関として自動車事務所が設置されて、民間自動車及び車両整備工場に対する石油製品並びに指定生産資材の割当官署として発足した。
- **道路運送監理事務所の設置**（昭和23年1月1日）

その後道路運送に関する公共の福祉を確保するために昭和22年12月法律第191号で道路運送法が公布され、翌23年1月同法施行によって自動車事務所を廃止し、運輸省直轄の地方機関として各都道府県に道路運送監理事務所が設置されて、自動車事務所の所掌した事項と道路運送法及び関連法律の施行に基づく自動車運送事業、自家用自動車の使用に関する行政事務と自動車の登録及び検査を所掌した。
- **陸運局分室の設置**（昭和24年8月1日）

昭和24年5月法律第157号により運輸省設置法が制定され、それとともに全国9カ所に設置されていた特定道路運送監理事務所は廃止、それぞれ陸運局として発足した。（即ち、新潟、長野、山形、秋田の4県を直轄地域とする新潟陸運局が誕生した。）これに伴う所管事項は従来、特定道路運送監理事務所の行政事務と日本国有鉄道法の施行により鉄道局の所管していた地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道、通運及び倉庫、並びに観光行政事務をあわせて行うことになり、その機構は4部12課をもって構成され、運輸行政の一元化に基づくその確立をみた。

なお、特定以外の道路運送監理事務所は陸運局の下部組織として行政事務を所掌していたが昭和24年7月31日をもって廃止され、翌8月1日から運輸省設置法に基づく運輸省令第24号陸運局分室組織規定によってそれぞれ所定の地名を冠し陸運局分室となった。
- **陸運事務所の設置**（昭和24年11月1日）

その後同年11月1日地方自治の強化とドッジ政策のために地方自治法の一部改正に伴い、運輸大臣権限の一部を都道府県知事に委任する省令第68号により、道路運送法指定生産資材割当規則、石油製品配給規則並びに指定物資輸送証明規則に基づく運輸大臣権限の一部を知事に委任することとなり、陸運局分室が廃止され、各都道府県にそれぞれ陸運事務所が設置された。

○ **陸運支局の設置**（昭和60年4月1日）

昭和59年8月10日法律第67号で道路運送法等の一部を改正する法律が公布され、陸運関係事務に係る運輸大臣の権限を都道府県知事に委任する制度が廃止され、これらの権限については、運輸省の地方支分部局の長に委任されることになったことから、運輸大臣は所掌事務の一部を分掌させるため、これまでの陸運事務所を運輸省の地方支分部局として、各都道府県を管轄区域とする陸運支局（北海道は7支局）を設置することとなり、昭和60年4月1日秋田陸運支局が発足した。

なお、従来の各都道府県に設置されていた陸運事務所は昭和60年3月31日をもって廃止した。

○ **国土交通省の設置**（平成13年1月6日）

平成11年7月16日法律第100号で国土交通省設置法が公布され、従来の運輸省、建設省、国土庁及び北海道開発庁が再編され国土交通省として発足した。

なお、地方運輸局及び陸運支局等の組織は従来どおりである。

## 旧 秋田海運支局

○ **船川支局の設置**（昭和18年11月）

昭和18年11月官制改正により、運輸通信省が設置されるとともに塩釜海運局が新設され東北6県を管轄、下部組織として船川支局が設置された。

○ **船川海運管理部及び土崎出張所の設置**（昭和20年5月）

昭和20年5月官制改正により、運輸通信省が運輸省へ改められ塩釜海運局は東北海運局に改称。同年6月船川海運管理部及び同土崎出張所が設置された。

○ **船川支局及び同土崎出張所の設置**（昭和20年10月）

船川海運管理部が廃止され、船川支局及び同土崎出張所が設置された。

○ **土崎出張所の廃止**（昭和21年2月）

船川支局土崎出張所が廃止された。

○ **土崎出張所の再設置**（昭和22年11月）

船川支局土崎出張所が再設置された。

○ **船川支局秋田出張所に改称**（昭和26年6月）

船川支局土崎出張所が船川支局秋田出張所に改称された。

○ **秋田支局と 同 船川分室の設置**（昭和44年4月）

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局と 同 船川分室が設置された。

○ **船川分室の廃止**（昭和45年3月）

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局船川分室が廃止された。

○ **新潟運輸局管轄への移管及び秋田海運支局に改称**（昭和59年7月）

運輸省設置法の一部改正により、海運局と陸運局が統合され運輸局が設置されるとともに東北運輸局から新潟運輸局へ移管され、秋田海運支局に改称された。